

令和4年度「第3期福津市地域福祉計画」「第2期福津市地域福祉活動計画」の事業進捗状況管理表

No	基本目標	施策	担当部課名	令和4年度 事業の目的・概要 (PLAN)	令和4年度 事業の成果 (DO)	令和4年度 今後の課題 (CHECK)	令和4年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)
1	1 地域で 支えあ うまち づくり	1. 地域の つながり づくり	健康福祉部 高齢者サービス課・ 福祉課	ひとり暮らしの高齢者の見守り活動など 地域での見守り体制の充実を図るため 「地域支えあい登録者名簿」を作成し、関 係機関に貸与します。	対象者全員に案内文書を送付し、新規登 録の推進と登録者の情報更新を行った。	登録後の見守り活動の充実。	地域や民生委員・児童委員と連携を行っ ていく。
2			健康福祉部 高齢者サービス課・ 福祉課	民生委員・児童委員との連携強化を図 り、地域での見守り活動を支援します。	定例会等で情報提供を行った。民生委 員・児童委員からの相談で必要なものは地 域包括支援センターと連携し支援を行っ た。	見守り活動支援の充実。	関係機関と協力体制の強化を行う。
3			健康福祉部 高齢者サービス課	生活支援コーディネーターの活動を支援 し、地域の支えあいの体制づくりに努めま す。	生活支援コーディネーターの活動を支援 し、地域の支えあいの体制づくりに努め、連 絡会等で各地域の情報を共有し、関係を深 めた。	地域によって、状況が異なるため個々の 地域に合わせた取り組みの必要性があ る。	生活支援コーディネーターが各地域の活 動団体との連携を強化できるよう連絡会等 を通じて支援する。
4			市民共働部 地域コミュニティ課	郷づくり推進協議会やその活動の認知 度を高めるよう情報発信に努めます。	郷づくりの認知度向上を目的として、郷づ くり推進協議会を対象に「情報発信力を上 げよう」講座を2回開催した。	郷づくりの認知度が低い。	郷づくり推進協議会を対象とした郷づくりH Pの操作研修の実施や、郷づくりPRリーフ レットの作成を検討する。
5			市民共働部 地域コミュニティ課	自治会加入促進に向けたPRを行いま す。	自治会が勧誘の際に利用できる「自治会 加入促進チラシ」を作成した。	自治会加入率が低下している。	加入促進を目的としたリーフレットを作成す る。広報で自治会加入促進に向けた特集を 掲載する。
6			教育部 学校教育課	コミュニティ・スクールの機能を生かして 「地域とともにある学校づくり」(コミュニ ティ・スクール)と「学校を核とした地域づ くり」(スクール・コミュニティ)を一体的に推 進し、多世代交流を通じて活性化するコ ミュニティづくりを目指します。	児童・生徒のボランティア等の地域貢献 活動の延べ人数は4,000人を超え、児童生 徒の地域貢献を契機とする地域のつながり が進んだ。	学校や地域での取組において、受動的 な部分もあり子どもたちの主体性の不足 が課題である。	子どもたちの参画意識の高まる取組の実 施を図る。
7			教育部 学校教育課	統括地域学校共働活動推進員(統括地 域コーディネーター)を核とした各小中学 校の連携・共働により、地域学校共働活 動の促進を図ります。	地域や保護者の学校教育への参加、協 力者数は、延べ5,000人を超えた。地域学 校共働活動推進員の働きにより、地域のひ と・もの・ことを活用した学習が盛んに行わ れた。	地域学校協働活動として実施されてい る取り組みでは、学校支援の要素が多く 含まれており、地域との協働の要素が少 ないことが課題である。	地域コーディネーターと連携し、地域学校 協働活動として、地域との協働性のある活 動の掘り起こしをする。
8			市民共働部 地域コミュニティ課 教育部 学校教育課	郷づくり推進協議会と学校との連携・共 働により、中学生のボランティア活動や小 学校のインターンシップ活動の推進を図 り、活気あふれる地域づくりを目指しま す。	地域における中学生のボランティア活動 など、郷づくり推進協議会と学校との連携・ 共働した取組は実施できた。	地域における、学校を核とした地域づく りの推進が課題である。	協議会と学校が目指す子ども像を共有し、 子ども達が主体性を持って地域に関わり もらえるような取組を支援する。
9			教育部 学校教育課	郷育カレッジや地域活動共働本部との 連携・共働により、中学生未来会議やト ークフォークダンス等の活動の推進を図 り、多世代交流を通じて活性化するコ ミュニティづくりを目指します。	郷育カレッジや中学生未来会議、ト ークフォークダンス等の取組を実施した。地 域のことを学んだり、地域のことを考えたり する機会となった。	中学生未来会議やトークフォークダン スの取組は、学校主導となっており、郷育 カレッジや地域学校協働本部との連携が課 題である。	地域学校協働本部連絡協議会に、郷育推 進会議の委員の参加を進める。また、郷育 推進会議の委員に学校長を設け、参加す ることで、学校と郷育との連携を進める。
10			こども家庭部 こども課	子育て世代、子ども世代の社会参加の 促進として、地域とつながる子どもたちの 育成を推進します。	市が事務局となり、ファミリーサポー ト事業を実施。子育てについて、お手伝い をしたい人と手助けをしてほしい人との相互 援助活動を推進している。	子育てのサポートに関する需要は多様 化しており、サポートする側もそれに対応 できる知識を身につけておく必要がある。	子育てのサポートの需要についてのきめ 細かな聞き取りやサポートを行う会員への フォローアップ養成講座の充実を図る。
11			市民共働部 地域コミュニティ課	まちづくり活動を行う主体が世代や分野 を超えてつながり、交流・連携できる機会 を創出します。	未来共創センター事業を軸に、同セン ター登録団体及びヒアリング先を対象とし た交流会(3回)、活動主体とも連携した活 性化イベント(1回)を開催した。	同センターを開設初年となったことから、 センターと関係のある活動主体を軸とし た交流会となり、対象に限られる場となっ ている。参加対象の幅を広げる必要性があ る。	令和5年度に開催する年3回の交流会で は、同センター登録団体及びヒアリング先 以外の活動主体も参加できる機会づくりを 試みる。

No	基本目標	施策	担当部課名	令和4年度 事業の目的・概要 (PLAN)	令和4年度 事業の成果 (DO)	令和4年度 今後の課題 (CHECK)	令和4年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)
12	1 地域で支えあう「まちづくり」	1. 地域のつながりづくり	社会福祉協議会	小地域福祉会と連携し、地域の特性に応じた交流の機会の拡大を支援します。	コロナ禍で、食事会や餅つき、世代間交流を目的とした行事などの実施が困難な状況であったが、感染対策に配慮した高齢者サロンなどの居場所づくりを支援した。 また、小地域福祉会の新規立ち上げを支援し、地域交流や支えあい活動の機会の創出に努めた。	交流行事は各自治会や郷づくり推進協議会などで盛んに行われているが、その行事の広報や会場に行くまでの移動手段、参加者の固定化などが課題である。	地域における課題を、それぞれの地域で検討する機会を設ける。また、引き続き他市町村の好事例の情報収集を行う。
13			社会福祉協議会	地域ごとの基礎情報の整理、支えあいマップなどを活用し、地域の支えあい活動を支援します。	福津の便利帳(福祉統計と社会資源情報)を民生委員・児童委員や郷づくり推進協議会に配布した。 また、支えあいマップを地域の方と一緒に作成し、要支援者や地域の情報などを共有した。	より多くの地域で支え合いマップを活用するなどして、地域の支えあい活動を支援する必要がある。	地域活動の情報をウェブ化し、いつでもどこでも見ることが出来るようにし、地域活動に活用していただく。
14			社会福祉協議会	見守り訪問活動や防災活動の支援を通し、日頃からの近所の付き合い、地域交流の重要性を啓発します。	小地域福祉会や生活支援コーディネーターを対象として「見守り活動」をテーマに研修を実施し、活動事例の共有や意見交換を行った。 また、自治会等からの要請を受け、住民を対象とした防災と普段からの地域のつながりの関係性についての講演を実施した。	小地域福祉会役員や生活支援コーディネーター等の地域のキーパーソンを主として啓発活動を行ったが、担い手不足や、見守り訪問を拒否するなどの事例も見受けられる。地域のつながりづくりの重要性を認識するとともに、見守られることへの拒否感を軽減するために、より多様な主体に啓発を進めていく必要がある。	既存組織に加えて、小地域福祉会結成支援、支えあいマップ作成や福祉教育の機会を活用しながら、自治会や学校等を対象として、地域のつながりづくりの必要性について啓発の機会を設ける。 組織的な見守り活動を希望する地域については、防災の視点を踏まえながら、住民がつながり合う地域を実現するため、体制づくりや活動支援を行っていく。
15			社会福祉協議会	本会が地域に貸し出しをしている福祉用具を活用し、地域交流を支援します。	令和4年度は、151件の貸し出しを行った。 特にコミュニケーション麻雀の貸出が最も多く、本会職員が地域に出向き、使い方等の指導を行った。	より多くの地域に活用していただき、地域の交流活動の一助とする。	社協だより、ホームページ、ふくつのふくし、市広報で、地域の交流活動の様子を分かりやすく伝えていく。
16			2. 地域活動の強化	健康福祉部 高齢者サービス課	生活支援コーディネーターの活動を支援し、地域の支えあいの体制づくりに努めます。	生活支援コーディネーターの活動を支援し、地域の支えあいの体制づくりに努め、連絡会等で各地域の情報を共有し、関係を深めた。	地域によって、状況が異なるため個々の地域に合わせた取り組みの必要性がある。
17	健康福祉部 高齢者サービス課・福祉課	生活支援や移動支援、買い物支援等、高齢者や障がい者などを取り巻くさまざまな地域課題の解決に向けて、地域で支援できるような体制づくりに取り組みます。		地域課題である買い物支援について、協議体による話し合いを実施し、地域の実情の把握と支援者が(店舗や市民)が支援できることなどの調整を行った。	地域課題の把握とさらなる支援体制づくり。	各地域の活動団体との連携を行っていく。	
18	市民共働部 地域コミュニティ課	郷づくり推進協議会やその活動の認知度を高めるよう情報発信に努めます。		郷づくりの認知度向上を目的として、郷づくり推進協議会を対象に「情報発信力を上げよう」講座を2回開催した。	いまだに郷づくりの認知度が低い。	郷づくり推進協議会を対象とした郷づくりHPの操作研修の実施や、郷づくりPRリーフレットの作成を検討する。	
19	市民共働部 地域コミュニティ課	自治会加入促進に向けたPRを行います。		自治会が勧誘の際に利用できる「自治会加入促進チラシ」を作成した。	自治会加入率が低下している。	加入推進を目的としたリーフレットを作成する。広報で自治会加入促進に向けた特集を組む。	
20	社会福祉協議会	自治会単位を基本とした小地域福祉会の結成支援を行います。		令和4年度は、西福間5区福祉会、天神町区小地域福祉会が結成され、45団体(47自治会)となった。 また、光陽台6区や堅川区で福祉会結成について説明した。	小地域福祉会が結成されていなくても、地域の支えあいや交流が盛んな地域もあり、見極めながらアプローチする必要がある。 また、日蔭野地域など若い世代が多い地域や活動拠点が無い地域へのアプローチが課題である。	それぞれの地域の実情に応じて、未結成地域の自治会や民生委員・児童委員に小地域福祉会について説明していく。	

No	基本目標	施策	担当部課名	令和4年度 事業の目的・概要 (PLAN)	令和4年度 事業の成果 (DO)	令和4年度 今後の課題 (CHECK)	令和4年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)
21	1 地域で支えあう「まちづくり」	2. 地域活動の強化	社会福祉協議会	既存の小地域福祉会に対しては、運営上の悩みや取り組みへの相談を受け、解決方法をともに考えていくとともに、新たな取り組みの契機となるよう研修会や情報提供など行います。	各地域に出向きながら、運営や活動内容について随時相談を受け付けた。また、令和4年度は、「見守り活動」をテーマに研修を行い、事例発表や意見交換を行うとともに、福間地域で小地域福祉会意見交換会を行い、小地域福祉会間の繋がりがつくりも行った。	担い手不足により、休止・解散についての相談を受けることもあり、継続的な担い手の発掘・養成が課題である。	引き続き地域に出向き、運営を支援していく。また、相談に対応できるよう市内外問わず情報収集を行い、適切な情報を提供できるよう努める。
22			社会福祉協議会	住民福祉講座などを通して、地域づくりに意欲のある人材の発掘・育成を行います。	小地域福祉会、自治会等の協力を得て、地域福祉活動、支えあいマップ作成、防災、成年後見などの講座を行った。また、神興東地域で、こどもを対象として防災体験を実施し、防災意識の向上及び地域を基盤とした防災活動の啓発に努めた。	講座や体験活動の実施をととして、地域活動に興味を持つ人を増やしていく、啓発活動の取り組みに留まっている。	講座開催後に、特に活動に興味がある人材を把握するためにアンケートやボランティア登録を行う。福津市未来共創センターとも連携しながら、地域づくりに意欲のある人材の発掘・育成を行う。
23			社会福祉協議会	第2層生活支援コーディネーターの育成・支援を行い、地域の課題を話し合う場づくりや課題の共有、課題解決のための人材発掘、地域資源づくりに取り組みます。	各中学校区単位で第2層のエリアマネージャーを配置することになり、令和4年度は福間中学校区に1名配置し、より細やかな地域の課題把握や通所Cサービスの事前打ち合わせ、地域ケア会議に参加することができるようになり、地域の課題の積み上げ、困り事を抱えた方に情報提供をすることができた。	専任のエリアマネージャーが段階的に各中学校区エリアに配置されることから、第1・2層生活支援コーディネーター、中学校区エリアマネージャーの役割の整理が必要。また、中学校区エリアマネージャーの専門性をより向上させ、第2層生活支援コーディネーターを専門的な視点からも支援できる体制を整備する必要がある。	月1回の事業打ち合わせ会、2か月に1回の連絡会で随時協議しながら事業を推進していく。また、内部研修を実施し、中学校区エリアマネージャーのさらなる専門性向上を目指す。
24			社会福祉協議会	本会が所有する車を地域に貸し出し、地域で買い物支援やサロン活動に活用いただいている「外出支援活動団体サポート事業」の拡大を図るとともに、新たな地域課題を解消するための事業の開発に努めます。	令和4年度は、東福間8区自治会、天神町区小地域福祉会、星ヶ丘区福祉会の3団体が新規登録し、9団体が実施。民生委員・児童委員のブロック会議や各地域で実施状況等を都度説明しているため、興味関心を持つ地域が多く、団体数が伸びている。	ドライバー確保ができず外出支援の事業実施に至らない地域がある。買い物・通院等の移動に関するニーズは多く、これらの課題を解決するための取り組みが必要である。	ドライバー確保のための支援のあり方について市高齢者サービス課等と検討を進める。移動支援について、他市町村の好事例の情報収集を行う。引き続き、生活支コーディネーターや民生委員・児童委員、小地域福祉会等の関係者とともに、ニーズ把握を行う。
25		3. 市民活動やボランティア活動の活性化	市民共働部 地域コミュニティ課	持続可能な社会参加と促進のために次世代の担い手育成を目的とした、地域福祉を支えるボランティアの育成・活動を推進します。	未来共創センター事業として、講座の開催(場づくりファシリテーター実践塾、ボランティア講座、市民活動講座)、同センター登録団体(63団体)の支援に取り組んだ。	講座内容の充実を目的とした、市内活動主体のニーズの把握、及び講座受講者や既存活動主体の新たな活躍の機会づくりが必要。	令和4年度受講者の声や力を活かした講座内容づくりを試みる。伴走者の配置等、講座受講者や既存活動主体が活動支援を求めやすい環境を整える。
26			市民共働部 地域コミュニティ課	まちづくりへの理解向上、まちづくりへの参加・参画意欲向上を図るため、わかりやすく伝わる情報発信に取り組めます。	未来共創センター事業の情報発信を軸に、広報紙、市公式HP・SNS、チラシ、PRイベント、交流会・講座等、多様な手段を用いて情報発信に取り組んだ。	情報を受け取る相手方に合わせた情報発信の充実が図れていない。	未来共創センター事業において、相手が受け取りやすい発信方法、相手に伝わりやすい表現方法、相手が欲しい旬な情報内容を意識した計画的な情報発信体制を整える。
27			市民共働部 地域コミュニティ課	オンライン・オフラインでのイベントや講座等を開催し、産学官民の多様な主体がまちづくりに参加・参画するための機会を充実させます。	未来共創センター事業をPRすることを目的に、既存活動主体と連携して、活性化イベントを開催した。	まちづくりに参加・参画するための機会が不足している。	令和4年度の活性化イベントへの参加者及び参画者の声を参考に、機会の幅を広げることを試みる。
28			市民共働部 地域コミュニティ課	まちづくり活動を行う主体が必要とする『ひと』『もの』『こと』の情報をワンストップで提供できるよう、多様な主体が取り組むまちづくり活動の情報収集を積極的に行うなど、情報の一元化を図ります。	未来共創センターでの情報の一元化を目指し、同センタースタッフ(コネクター)によるヒアリング及び行政各部署への調査を実施した。	まちづくりに関する情報収集力が不足している。	昨年度実施の行政各部署への調査に基づく行政各部署へのヒアリング等、センタースタッフによるヒアリングの幅を広げ、積極的な情報収集に努める。

No	基本目標	施策	担当部課名	令和4年度 事業の目的・概要 (PLAN)	令和4年度 事業の成果 (DO)	令和4年度 今後の課題 (CHECK)	令和4年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)
29	1 地域で支えあう 「まちづくり」	3. 市民活動やボランティア活動の活性化	市民共働部 地域コミュニティ課	福津のまちづくりへ参加・参画する多様な主体が互いの立場や特性を理解し、認め合い、共有する目標達成のために、各主体の特性を生かし合った連携型のまちづくりが広がるための支援を行います。そのため、多様な主体間の出会いや交流などの機会を提供し、取組支援を行う「未来共創センター(仮称)」の設立を目指します。	令和4年7月、市民活動、共働及び共創を伴走支援する「未来共創センター」を開設。行政と民間主体(NPO法人・市民)の連携型(公民連携型)で運営を開始した。	未来共創センターは、管理・情報・事業の3部門に分けての業務を構築途中であり、継続的・安定的に行うための仕組みが整っていない。	継続的・安定的に公民連携型での同センター運営につながる、仕組みづくりに注力する。
30			社会福祉協議会	各郷づくり推進協議会と共に、地域が抱える課題の発掘や課題解消のための取り組みを行っていきます。	郷づくり推進協議会福祉部会、民生委員・児童委員の定例会やブロック会議、小地域福祉会の役員会等に出席し、地域の情報交換を行った。	地域が抱える課題を、地域で共有し、課題解消に向けた協議の場(機会)が必要である。	多くの地域で共通している「地域活動の担い手不足」の課題に対する研修や協議の場を設ける。
31			社会福祉協議会	高齢や障がいなどの福祉課題や地域の課題などを学ぶとともに、課題解決策を主体的に考える機会づくりのため、市内の小中学校や地域団体に対し、福祉教育や住民福祉講座を行うとともに、共に推進していただけるボランティアを養成します。	市内の小中学校や地域団体を対象として33回、延体験者2,709人へ福祉教育を実施し、高齢者や障がい者などの福祉課題について考える機会を提供した。共に推進するボランティアとして福津市地域婦人会や個人に活動いただいている。	福祉教育において、過大規模校では体験時間やボランティアの不足から体験を実施することが困難な内容がある。円滑に体験学習ができるようボランティアの育成を検討する必要がある。	新たなボランティアを養成するほか、学校と連携して学校ボランティアの募集を行うとともに、事前レクチャーを可能な限り行い、協力いただくボランティアにも福祉課題について考える機会を提供する。
32			社会福祉協議会	ボランティア団体に対し、運営上の悩みや取り組みへの相談をともに考えていくとともに、研修会や情報提供などを行い活動の活性化を図ります。	コロナ禍後の登録団体の活動についての聞き取りを実施した。傾聴ボランティアにおいて、個人宅での傾聴活動を再開するためにケアマネジャーや地域包括支援センターへの広報を行った。	対面で活動を行っている傾聴ボランティアについて、施設等での活動再開が困難な状況にある。	施設・関係機関と連携しながら、活動が再開できるようボランティア団体を支援していく。必要に応じてオンラインでの活動も施設と共に検討を進める。
33	2 誰もが安心して暮らせる 「まちづくり」	4. 災害時における支えあいの仕組みづくり	総務部 防災安全課 健康福祉部 福祉課	災害時の避難等に支援が必要な要介護者や重度の障がい者等の「避難行動要支援者名簿」を作成・更新し、避難行動要支援者の把握に努めます。	令和4年度までの登録者に内容の更新案内を発送し、個別避難計画の登録内容を更新した。また、未登録者にも登録案内文書を発送した。	名簿未登録者に「地域支えあい連絡カード」提出を促し、名簿の充実を図る必要がある。	民生委員・児童委員に未登録の対象者宅を訪問してもらい、「地域支えあい連絡カード」提出のサポートをしてもらう。
34			総務部 防災安全課 健康福祉部 福祉課	「避難行動要支援者名簿」の情報を本人の同意を得た上で関係機関と共有し、個別の避難経路や支援内容を定める「個別避難計画」の作成を促進します。	令和4年度までの登録者に内容の更新案内を発送し、個別避難計画の登録内容を更新した。また、未登録者にも登録案内文書を発送した。	避難行動要支援者の対象者が他自治体に比べて多いこともあり、支援者がいない方の割合が高いという特徴がある。	地域支えあい制度と一体的に運用しながらも避難行動要支援者の対象を絞り、実効性のある避難計画にむけて検討する。
35			総務部 防災安全課	危険区域や避難所・避難方法を周知する「総合防災マップ」の配布や、防災訓練を充実することで、地域住民の防災意識の高揚を図ります。	令和4年5月に県により手光今川が洪水浸水想定区域に指定されたことを受け、市HPで周知した。手光今川については、新規指定のため、周辺の郷づくり、自治会に直接説明に出向き、地域住民へ浸水区域図の配布と周知を依頼した。	現行の福津市総合防災マップの時点修正。	令和5年度に福津市総合防災マップを更新する予定。
36			社会福祉協議会	福津市地域防災計画、福津市との「災害時におけるボランティア活動に関する協定」に基づき、大規模な自然災害が発生した場合には、災害ボランティアセンターを設置し、市民の生活の復旧・復興に努めます。	令和4年度は、本市で災害がなかったため実施なし。	災害ボランティアセンターの運営支援の経験者が少なく、特に初期期のセンターに関わった職員が少ない。	訓練や研修、被災地支援に積極的に職員を派遣し、経験と災害支援への意識の醸成を図る。
37			社会福祉協議会	災害時には各種団体と連携し、災害ボランティアセンターの運営を行います。	令和4年度は、本市で災害がなかったため実施なし。	福津市において災害ボランティアセンター設置の経験がないため、本会と災害支援のNPOやボランティア団体との関りがほとんどない。	発災時にスムーズに連携が図れるよう、研修や被災地支援等で各種団体と関係づくりを行う。 また、福祉団体・ボランティア等とも災害時の協力体制について協議する。

No	基本目標	施策	担当部課名	令和4年度 事業の目的・概要 (PLAN)	令和4年度 事業の成果 (DO)	令和4年度 今後の課題 (CHECK)	令和4年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)
38	2 誰もが安心して暮らせる「まちづくり」	4. 災害時における支えあいの仕組みづくり	社会福祉協議会	災害時には近隣市町村の社会福祉協議会等と連携し、広域での連携体制の強化を図ります。	相互支援協定を締結している宗像市社協・古賀市社協と連携強化を目的とした災害ボランティアセンター設置・運営訓練を令和5年度に実施するため協議を開始した。	3社協とも災害ボランティアセンターの運営支援・災害ボランティアを経験した職員が少なく、訓練や支援の経験を積み重ねる必要がある。また、発災時にスムーズに連携が図れるよう、平時から担当レベルでの交流を図る必要がある。	令和5年度に3社協合同での災害ボランティアセンター設置・運営訓練を実施し、センター運営のイメージを掴む。 また、訓練終了後も定期的に担当レベルでの会議等を行い、連携強化を図る。
39			社会福祉協議会	地域や家庭での日頃の防災活動の学習の機会を設けます。	自治会や郷づくり推進協議会、小地域福祉会等に、平時からの地域のつながりづくりの重要性を軸とした防災講座を実施した。 また、支え合いマップを活用し、地域の避難場所の確認や避難行動要配慮者への支援について協議した。	実施地域が少ないため、更なる啓発が必要である。	より多くの機会を設け、防災・減災活動と平時からの見守り活動や支えあいの取り組みを通じた地域のつながりの重要性を啓発していく。
40			社会福祉協議会	平時からの見守り活動や支えあいの取り組みを通じた地域のつながり、顔見知りの関係づくりを推進し、災害時の地域の避難行動の基盤づくりを支援します。	自治会や郷づくり推進協議会、小地域福祉会等に、平時からの地域のつながりづくりの重要性を軸とした防災講座を実施した。 また、支え合いマップを活用し、地域の避難場所の確認や避難行動要配慮者への支援について協議した。	実施地域が少ないため、更なる啓発が必要である。	より多くの機会を設け、防災・減災活動と平時からの見守り活動や支えあいの取り組みを通じた地域のつながりの重要性を啓発していく。
41	5. 成年後見制度の利用促進		健康福祉部 高齢者サービス課・福祉課	権利擁護に関する知識や理解の普及に努めます。	市民後見人養成講座を開催し、市民後見人登録者名簿の拡充を行った。	権利擁護(成年後見制度)に関する普及啓発と利用促進。	関係機関と協力して権利擁護(成年後見制度)に関する普及啓発を推進し、必要な方へ利用を促進する。
42			健康福祉部 高齢者サービス課・福祉課	相談窓口の周知と制度が必要な市民の利用支援を行います。	地域包括支援センターや市役所窓口で相談業務を行い、支援を行った。また、地域においてセンター職員が出向き広報活動を行った。	相談窓口の周知を拡充する。	継続して、地域や民生委員・児童委員に相談窓口の周知を行う。関係機関と協力して制度に関する普及啓発を推進し、必要な方へ利用を促進する。
43			健康福祉部 高齢者サービス課・福祉課	権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築に向け、中核機関のあり方を関係機関と協議・検討します。	中核機関のあり方を関係機関と協議、検討した。	中核機関の進展。協議会の設置。	関係機関における中核機関共通認識を図る。協議会の準備を進める。
44			社会福祉協議会	市民後見人養成研修の修了者について、社会福祉協議会の法人後見の実務担当者としての活動を進めます。	令和4年度福津市市民後見人名簿に登録されている19名の市民後見人のうち、7名が社会福祉協議会の法人後見の実務担当者として活動した。 令和4年度は、福津市で第4回目となる市民後見人養成研修を実施し、令和5年度の登録者数は34名となった。	市民後見人養成研修を受講しても、成年後見制度や対人援助、市民後見人の意義を理解し、実際に活動できる方は少ない。	1人でも多くの市民後見人に法人後見の実務担当者として活動に從事していただくことで、成年後見制度への理解と周知、適切な利用につなげていく。
45			社会福祉協議会	市民後見人養成研修の修了者へのフォローアップ研修や意見交換会を実施し、活動に至っていない方への活動の意欲向上に努めます。	事例発表・意見交換会では、権利擁護に関する事業の実施状況を報告するとともに、在宅で生活する被後見人への市民後見人の実際の活動を報告し、成年後見制度利用の実情の理解を深めた。 フォローアップ研修では、成年後見人として経験豊富な社会福祉士を講師に招き、対人援助について研修を実施した。	引き続き、成年後見制度における市民後見人の意義について理解を深めていただく。	市民後見人養成研修の修了者の理解を深めることで、地域の理解者を増やしていく。

No	基本目標	施策	担当部課名	令和4年度 事業の目的・概要 (PLAN)	令和4年度 事業の成果 (DO)	令和4年度 今後の課題 (CHECK)	令和4年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)
46	2 誰もが安心して暮らせる「まちづくり」	5. 成年後見制度の利用促進	社会福祉協議会	社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業やあんしんサポート事業の適正な運営に努めます。	年3回、権利擁護事業運営委員会を開催し、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職に、事業の状況報告を行い、支援が適切に行なわれているか検証する機会を設け、事業の適正な運営に努めた。	日常生活自立支援事業やあんしんサポート事業は、成年後見制度より利用しやすい権利擁護事業で、利用者の判断能力の低下に伴い成年後見制度利用につながる重要な事業である。通常の訪問支援以外に、利用者からの金銭に係る相談があり、支援者は多くの時間が必要となっている。	支援の担い手の発掘・育成とともに、人材確保の必要性に向け、市に理解を求めている。
47		6. 虐待防止の推進	こども家庭部 こども課	安心して気軽に心配ごとや相談ができる体制を充実させます。	6月、11月に家庭児童相談室の啓発活動を行い、相談窓口の周知を行った。	こども家庭センター化に伴う、相談内容や相談窓口の変更等の精査が必要。	多岐にわたる相談内容にどう対応していくかを他機関と協議し、相談体制の充実を図る。
48			健康福祉部 高齢者サービス課・福祉課	安心して気軽に心配ごとや相談ができる体制を充実させます。	地域包括支援センターや市役所窓口で相談業務を行い、支援を行った。また、地域においてセンター職員が出向き広報活動を行った。	相談窓口の周知を拡充する。	継続して、地域や民生委員・児童委員に対して相談窓口の周知を行う。
49			健康福祉部 福祉課 こども家庭部 こども課	虐待防止に関する研修を行います。	市内小中学校の児童虐待対応の実務者に対し、要保護児童対策地域協議会実務者研修を年2回開催した。また、11月には市内の保育園・学童保育所にも児童虐待防止のための研修を行った。	市内小中学校だけでなく、幼稚園・保育園にも研修の幅を広げる。	要保護児童対策地域協議会実務者研修の対象者を幼稚園・保育園等にも広げる。
50			健康福祉部 高齢者サービス課	虐待防止に関する研修を行います。	事業所向け虐待防止研修会を開催し、虐待防止に関する理解を深めた。	研修に参加していない事業所への虐待防止に対する知識の普及。	オンライン等を使った開催方法の検討を行う。
51			健康福祉部 福祉課 こども家庭部 こども課	虐待防止に向けて、関係機関との連携体制に努めます。	宗像署、宗像児童相談所、宗像市と共同で宗像福津児童虐待防止プロジェクトを立ち上げており、連携の強化を行っている。	要保護児童対策地域協議会において連携の強化を行っているが、児童虐待においてまだ認識の浅いところもあるので啓発が必要。	研修等を行い、児童虐待に対する認識を深める。各所に対しての児童虐待防止の啓発活動も行う。
52			健康福祉部 高齢者サービス課	虐待防止に向けて、関係機関との連携体制に努めます。	地域包括支援センターと協力して、相談業務を行い、支援を行った。	関係機関との連携体制の構築。	包括支援センターや関係機関、部署と連携体制を強化する。
53			健康福祉部 福祉課	障がい者虐待を発見した人からの通報や虐待を受けた障がい者本人の届け出には、市が中心となって対応します。生命に関わるような緊急事態もあるので、まずは障がい者の安全を最優先に考えます。	障がい者虐待の未然防止または早期発見、虐待を受けた障がい者への迅速かつ適切な対応、養護者に対する適切な支援等を行うために、相談窓口・支援体制の強化、啓発活動等を行うための事業を行うことができた。	身体拘束において認識が誤っている事業所が見受けられる。虐待を未然に防ぐためにも事業所に正しい知識をもってもらえる必要がある。	令和5年度に事業所に向け、身体拘束に関する研修を実施することで福津市全体の知識の向上を行う。動画配信形式で研修を行うことでできるだけ多くの事業所に参加してもらえるようにする。
54			こども家庭部 こども課	児童虐待についての相談や通告に関して、早期発見と児童の安全確保に迅速に対応します。	宗像児童相談所と共通のシートを使い、虐待の重度を共有することにより、より迅速に対応ができるようになった。	第一発見者になりうる学校等への連携を更に密にし、早期発見につなげることが必要。	学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き(文科省)を活用し、共通のツールを作成する。
55			福祉課 こども家庭部 こども課	DV等を発見した場合は、速やかに担当部署に情報提供を行います。	相談者の不利益にならないように、相談の中でDVの疑いを感じた時点で担当部署につなげ、一緒に対応できている。	相談者は同じ話を各部署ですることから、精神的ダメージを受けることがあることから、相談者の不利益にならないようにすることが必要。	何度も同じ話をせずに済むようなシステムの構築が必要。
56	健康福祉部 高齢者サービス課・	DV等を発見した場合は、速やかに担当部署に情報提供を行います。	担当部署と連携して対応する体制をとっている。	DV等を発見した場合の情報提供の徹底。	DV等を発見した場合の対応について職員に周知する。		

No	基本目標	施策	担当部課名	令和4年度 事業の目的・概要 (PLAN)	令和4年度 事業の成果 (DO)	令和4年度 今後の課題 (CHECK)	令和4年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)
57	2 誰もが安心して暮らせる「まちづくり」	6. 虐待防止の推進	社会福祉協議会	民生委員・児童委員や小地域福祉会と連携し、課題を抱える家庭を発見する視点の啓発を行い、地域の見守り活動を推進します。	民生委員・児童委員の定例会やブロック会議、郷づくり推進協議会福祉部会、小地域福祉会の役員会等に参加し、地域の情報交換を行いながら、見守り活動を推進した。	民生委員・児童委員、自治会長、郷づくり推進協議会、小地域福祉会など、地域福祉活動を推進している方々が、地域の中で相談を受けたり、見聞きたりしていることを、気軽に相談することができず、地域の担い手の負担感につながっている。	地域に見守りや気づきの視点を広げていくためには、市の各課やそれぞれの相談機関の職員1人1人が、市民からのあらゆる相談を受け止め、関係機関に丁寧につなぐ意識を持つことが必要である。
58			社会福祉協議会	市や障がい福祉サービス事業所と連携し、障がい者の虐待防止、虐待事案への適切な対応に努めます。	市民及び事業所職員向けに、障がい者虐待防止研修会を、YouTube限定配信により実施した。集合研修に比べ、参加者が多く、障がい者虐待や障がい特性について理解を深めていただいた。 虐待相談対応では、養護者や施設従事者による虐待事案で、障がい特性への理解不足が大きな要因となっていた。	障がい福祉サービス事業所の従事者は、定期的な研修の機会が少なく、障がい者の虐待防止研修が貴重な研修機会となっている。	障がい者虐待防止の観点からも、障害者虐待防止法、強度行動障がいなどの障がい特性への理解、権利擁護、意思決定支援などを含めた研修会の実施や啓発活動を実施する。
59	3 いつでも相談できる「まちづくり」	7. 民生委員・児童委員活動への支援	健康福祉部 福祉課	民生委員・児童委員の役割を明確にすることで負担の軽減を行い、活動しやすい環境づくりに取り組めます。	3年に一度の改選年度であり、新任委員に民生委員・児童委員の役割等の説明を行い、活動しやすい環境づくりに努めた。	民生委員・児童委員としての責務や個人情報保護についての説明が必要。	民生委員児童委員協議会定例会の中で、研修を実施する。
60			健康福祉部 福祉課	民生委員・児童委員について理解を深められるよう、活動内容の周知に取り組めます。	福津市広報で、改選後の民生委員・児童委員の紹介を行った。	市民に、民生委員・児童委員活動について周知が必要。	民生委員・児童委員に、担当地域の世帯を訪問した際にPRしてもらう。また、広報誌やHPで民生委員を周知する記事を掲載する。
61			社会福祉協議会	民生委員・児童委員と連携を図り、地域の見守り訪問活動が円滑に行えるよう支援します。	民生委員・児童委員の定例会やブロック会議、郷づくり推進協議会福祉部会、小地域福祉会の役員会等に参加し、地域の情報交換を行いながら、見守り活動を推進した。	民生委員・児童委員の相談は多岐にわたるため、対応の可否に困惑したり、相談受付後のつなぎ先が不明確なケースが多くある。また、夜間・日曜・祝日等の緊急時はつなぎ先がなく、これらが活動の負担増につながっている。	市の各課や社会福祉協議会、地域包括支援センター等の相談機関の職員1人1人が、民生委員・児童委員からのあらゆる相談を受け止め、関係機関に丁寧につなぐ意識を持つことが必要である。
62			社会福祉協議会	民生委員・児童委員の見守り訪問活動をサポートする小地域福祉会や地域の有志の取り組みの普及・啓発を行います。	小地域福祉会役員研修で、「見守り活動」をテーマに、活動事例の共有や意見交換を行った。	民生委員・児童委員と地域が連携して見守り活動を行っている地域もある。	それぞれの地域の実情に応じた見守り活動ができるよう、地域での協議の場(機会)を増やす。
63			社会福祉協議会	見守り訪問活動をする中で発見した課題を抱える家庭や地域の課題の相談を受け止める支援体制を整備します。	民生委員・児童委員の定例会やブロック会議等に参加し、ひきこもりやご近所トラブルなど様々な相談を受け対応した。	地域が把握したニーズのつなぎ先の情報や地域の支援者を支える取り組みが不足しており、地域や個人が支援を抱えこんでいる。	市の各課や社会福祉協議会、地域包括支援センター等の相談機関が、あらゆる相談を受け止め支援していく体制を整備し、市民に明確に示していくことが必要である。
64	8. 生活困窮者の自立に向けた支援	教育部 学校教育課	経済的な理由により就学困難な児童及び生徒に対して就学援助を行い保護者の経済的負担を軽減します。	経済的な理由により就学困難な児童及び生徒に対して就学援助(認定件数は843人・538世帯)を行い、保護者の経済的負担を軽減することができた。	特になし	特になし	
65		健康福祉部 福祉課	市民に対し、生活困窮者の相談窓口を周知し、多くの相談者が来庁しやすくなるよう努めます。	生活困窮者相談件数は、333件(うち生活保護の相談181件)でした。ホームページに相談窓口の情報を掲載し市民へ広く周知を実施した。	特になし	今後も引き続き、ホームページを定期的に更新し、周知に取り組み、相談者が来庁しやすい環境を整えていく。	
66		健康福祉部 福祉課	多様な相談に対応できるよう、関係機関と連携ができるような体制づくりに努めます。	他課や社会福祉協議会、県の相談担当課と連携を密にし、相談者の支援体制を整えた。	特になし	継続して、関係機関等と連携を密にし、相談者の支援体制を整えていく。	
67		健康福祉部 福祉課	民生委員・児童委員協議会に対し、生活困窮者の自立支援について説明を行い、相談窓口の役割を理解してもらいます。	民生委員に、窓口や相談に同席をしていただき、相談窓口の役割について理解を深めていただいた。	民生委員・児童委員への周知が不足していた。	民生委員・児童委員に、相談窓口の役割についてチラシ等を活用し周知する。	

No	基本目標	施策	担当部課名	令和4年度 事業の目的・概要 (PLAN)	令和4年度 事業の成果 (DO)	令和4年度 今後の課題 (CHECK)	令和4年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)
68	3 いつでも相談できる「まちづくり」	8. 生活困窮者の自立に向けた支援	社会福祉協議会	民生委員・児童委員や小地域福祉会と連携し、地域の見守り活動の中で生活困窮者の情報を把握し、適切な支援につなぎます。	民生委員・児童委員の定例会やブロック会議、郷づくり推進協議会福祉部会、小地域福祉会の役員会等に出席し、地域の情報交換を行いながら、地域の気づきを促し、見守り活動を推進した。	各会議体でさらにニーズを把握できるよう、参加者との関係づくりや投げかけが必要である。また、関係者のつなぐ力を向上させるため、各会議体で事例の共有・検討ができるよう必要に応じて協議の場を支援する必要がある。	引き続き各会議へ出席し、関係づくりを進めながら、地域の気づきをを促していく。必要に応じて事例共有・検討の場の支援を行い、地域が気づき、つなぐ力を育成していく。
69			社会福祉協議会	福岡県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業をとおり、相談支援を一体的に実施し、生活困窮者の社会的、経済的自立を支援できるように努めます。	福祉課生活相談係をはじめ、関係機関との連携を密に行い、生活困窮者の相談支援を行った。	経済的困窮だけでなく、複合的な課題を抱えた世帯が多い。	一つの部署(機関)だけでは解決困難なため、多機関が連携しやすい体制づくりが必要である。
70			社会福祉協議会	制度の申請手続きや次の支援までの期間に時間を要し、その間支援を受けられない方々や、相談先がないケースや制度の狭間の状況にある方に対し、福岡県社会福祉法人経営者協議会が行っている「ふくおかライフレスキュー事業」や市内社会福祉法人の連携などを活用し支援を行います。	生活困窮や障がいなど複合的な課題を抱えた世帯の相談支援を実施した。市内の社会福祉法人と支援策を協議し、各法人から食糧や生活物品の提供を受けながら、各種制度の利用につなぐことができた。	引き続き、市内の社会福祉法人との連携強化に努める。	相談対応の振り返りや事例検討を実施する。
71	9. 相談を包括的に受け止める体制づくり		健康福祉部 福祉課	基幹相談支援センターを設置することにより、相談支援事業所間の連携が強化され、障がいの種別やニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援を実施します。	令和4年度にセンター設置の目的が立ち、令和5年4月から基幹相談支援センターを設置することができた。	基幹相談支援センターが相談支援の中核になるよう市民・関係機関への周知が必要。また、今後ケア会議から問題を抽出し自立支援協議会で検討できる体制づくりが必要。	福津市HPへの掲載やチラシを作成し配布することでセンターの認知度を向上させる。ケア会議からの抽出については各事業所と連携し、まずは問題を抽出し自立支援会議に報告する意識づくりから始めていく。
72			こども家庭部 こども課	子育て中の家庭の保護者が孤立することなく、周りの保護者や地域とつながりを持ち、家庭・地域・保育所・幼稚園・学校等が連携して育てる地域体制の整備を推進します。	子育て支援センターでは、子育て中の保護者が孤立せずに育児を行えるように、子育てサロンの運営の中で、定期的に育児講座、離乳食教室を開催するなど、育児についての相談をしやすい環境の整備に努めている。	子育てについて、保護者や子ども達が抱える問題は多様であり、対応する行政サービスも複数の部署に分かれているため、案内の中で、相談者の不便が生じることがある。	相談者が円滑に対応する行政サービスの窓口に行きつけるような体制づくりが必要。
73			健康福祉部 福祉課	障がい、子ども、高齢者をはじめとして、分野を超えた複数の部門や地域と連携し、だれもが気軽に集える場を整備し、支え合いの仕組みづくりを推進します。	担当課がそれぞれ連携し情報交換をすることで、複合的な支援を要する相談にも対応した。	明確な協議の場や専門の相談窓口がないため、今後整備が必要となる。	担当課や関係機関と連携し協議の体制を構築する。
74			社会福祉協議会	高齢・障がい・子ども・生活困窮など、本人や世帯の属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止めるために、それぞれの相談機関の共働の中核となる体制の構築を目指します。	社会福祉協議会で受け止めた様々な相談を、関係機関と連携しながら対応した。	連携を図る上で、それぞれの部署・機関(担当者)で、対応に温度差がある。	複合的な課題を抱えた世帯を支援するためには、関係者や関係機関が情報交換及び役割分担を行い、支援の方向性を考えていく必要がある、その調整役・推進役の位置づけや、体制づくりが必要である。
75			社会福祉協議会	生活福祉資金の貸付、障がい者虐待防止センター事業など、生活困窮者・障がい者・子どもなどの支援にかかわる施策の受託を積極的に行い、個々に寄り添った支援を行います。	高齢・障がい・子ども・生活困窮などに係る、様々な受託事業や独自事業を通して発見したケースに、地域住民の協力を得ながら、個々に寄り添った支援を行った。	ケースに関わるそれぞれの部署・機関(担当者)で、支援の方向性が定まっていないことがある。	複合的な課題を抱えた世帯を支援するためには、関係者や関係機関が情報交換及び役割分担を行い、支援の方向性を考えていく必要がある、その調整役・推進役の位置づけや、体制づくりが必要である。